

公益財団法人新潟市産業振興財団
「テレビ電話相談窓口事業」

利用規約

1 目的

公益財団法人新潟市産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する「テレビ電話相談窓口事業」（以下「本事業」という。）は、新潟地域の産業の活性化に資するため、新たな事業に取り組む起業家や中小企業が抱える経営等に関する課題の解決を支援することを目的とします。

なお、本事業利用規約（以下「当規約」という。）は、本事業を利用するにあたって必要な事項を定めるものとします。

2 定義

（１）当規約において「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）の期間を除く平日とします。

（２）当規約において「アドバイザー」とは、財団が委嘱するアドバイザーを指します。

3 相談内容

本事業を通じて利用できる相談は、経営全般、特許・商標、技術、起業・開業、食品加工全般（メニュー開発、冷凍技術、衛生管理）などの経営課題に関する内容とします。

4 利用案内

（１）完全予約制になります。

（２）事前にアプリのダウンロードが必要になります。

（３）当日パソコン等の不具合により、本事業を実施できない場合があります。

5 利用回数

利用回数の制限はありませんが、電話または窓口での対応とさせていただく場合があります。

6 利用料

利用料は無料としますが、通信料・接続料については利用者負担とします。

7 守秘義務

（１）財団は、本事業によって知り得た秘密は厳守します。

(2) 財団は、本事業を通じて収集した情報を、相談対応にかかる本人への連絡、アドバイザーへの情報提供のために利用します。

8 運営の停止

(1) 財団はコンピュータシステム等の保守、災害等の不可抗力その他の理由により本事業の運営を停止することがあります。

(2) 本事業の運営は、当該年度の財団予算の範囲内で行うものとし、予算の執行状況により、年度の途中であっても財団は本事業の運営を停止することがあります。

9 免責事項

(1) 財団は、本事業の円滑な運用に努力しますが、運用の中断・停止または廃止により利用者に不利益が生じた場合、財団は免責されるものとします。

(2) 個別の相談内容に対するアドバイザーの助言及び第三者の紹介等に関して、利用者は自己の責任においてこれを活用するものとします。それにより得たいかなる損害についても、財団は責任を負いません。

(3) アドバイザーとの個別契約や依頼等のトラブルについては、財団は責任を負いません。

(4) 本事業利用による、パソコンや通信の不具合等については、財団は責任を負いません。

10 規約の変更

(1) 財団は、利用者の承諾を得ることなく当規約を変更することがあります。その場合利用者が本事業を利用することによって、利用者はかかる規約の変更を承諾したものとみなします。

(2) 本事業の利用に関して当規約により解決できない問題が生じた場合には、利用者は財団の指示に従うこととします。

11 管轄裁判所

利用者と財団との間で訴訟の必要が生じた場合、財団所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

附則

(1) 本規約は平成 31 年 2 月 4 日から施行します。